

令和 8 年 4 月開校の県立高校 6 校の学校 PR 動画制作業務委託仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和 8 年 4 月開校の県立高校 6 校の学校 PR 動画制作業務委託

2 目的

「魅力ある県立高校づくり第 2 期実施方策」に基づき、「和光国際高校」、「岩槻高校」、「秩父高校」、「越生翔桜高校」、「八潮フロンティア高校」、「大宮科学技術高校」が新たに令和 8 年 4 月開校予定である。新校の概要や学習内容などを P R するための動画を制作し活用することにより、新校を周知し、中学生やその保護者の興味・関心の向上を図る。

3 委託業務の内容

令和 8 年 4 月開校予定の新たな県立高校 6 校における学校紹介動画を制作する。対象となる県立高校は以下のとおり。

- ・ 和光国際高等学校（和光市広沢 4－1）※現在の和光国際高校の場所に設置
- ・ 岩槻高等学校（さいたま市岩槻区城南 1－3－38）※現在の岩槻高校の場所に設置
- ・ 秩父高等学校（秩父市上町 2－23－45）※現在の秩父高校の場所に設置
- ・ 越生翔桜高等学校（越生町西和田 600）※現在の越生高校の場所に設置
- ・ 八潮フロンティア高等学校（八潮市南川崎根通 519－1）※現在の八潮南高校の場所に設置
- ・ 大宮科学技術高等学校（さいたま市北区本郷町 1970）※現在の大宮工業高校の場所に設置

（1）動画の企画・概要

- ア 主に中学生やその保護者を対象とする新校の紹介を目的とした内容とすること。
- イ 対象校の生徒募集に繋がるよう、中学生やその保護者の興味・関心を引く効果的な動画構成を提案すること。なお、最終的には埼玉県及び対象校と協議の上、構成を決定すること。
- ウ 基本的に学校の概要や学習内容の紹介を想定しているが、対象校それぞれと協議した上で動画構成を決定するため、対象校ごとに構成は異なる場合がある。
- エ 制作した動画は埼玉県のホームページ、対象校のホームページ、SNS 等で掲載する。その他、埼玉県が新校の P R 目的で自由に活用できるものとする。

(2) 仕様

- ア 作成する動画は1校につき2本ずつとし、2～3分程度の動画及びSNSに投稿できる1分以内の動画とする。
- イ データ形式はMP4とする。
- ウ YouTubeに掲載可能な形式の横型動画とし、縦横比は16：9とする。また、画質は1920×1080px以上とする。
- エ 動画の使用期限は定めないこと。

(3) 撮影

- ア 企画に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。次の内容は、委託業務に含むものとする。なお、対象校の生徒や教職員の出演等の許諾は埼玉県が行うものとする。
 - ・ ドローンによる空撮
 - ・ 資料及び素材の収集
 - ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
 - ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
 - ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- イ 各校の撮影日数は、1校につき原則1日程度とする。ただし、再撮影の必要が生じた場合等においては、この限りではない。
- ウ 使用する映像、写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、埼玉県が所有する映像、写真等も使用することができるものとする。

(4) 編集・校正

- ア 撮影した映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。
- イ BGMとして使用する素材の使用については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- ウ 編集した動画案制作後の校正は、1本につき2回以上とし、埼玉県の指示に合わせた修正を行うこと。

(5) 修正

受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態まで対応すること。

(6) その他

対象校と受託者間の調整は、原則として埼玉県が行うものとする。

4 成果物の納品

受託者は、成果物を委託者へ提出するものとし、提出方法は下記のとおりとする。なお、成果物は納品日の一週間前までに県の確認を受けること。

(1) 成果物

ア MP4のファイル形式で納品すること。なお、納品する動画の画質はフルHD以上とすること。

イ 納品方法は、埼玉県との協議により決定する。

(2) 納品場所

埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課

(3) 納品期限

令和7年9月30日（火）

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、BGM等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

6 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、埼玉県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。

(5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行

うものとする。

(8) 本事業における企画提案競技での企画提案書の内容を踏まえて、事業を実施すること。